



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問＝問い合わせ先 ☎＝電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

4月1日から、北5線7号～北3線4号間の道道（下図①）が町道に、町道（下図②）が道道に振り替わりましたが、**当面の間**（改良工事が実施されるまで）、除雪作業などの維持管理は**従来の管理者が行うこと**としています。（管理者：道道は北海道、町道は町）



02

町道・道道の管理区分が
一部変わりました

問 建設課
管理室 維持係

01

町道「共有地道路」の
除雪を再開します

問 建設課
管理室 維持係

昨年度、町道「共有地道路」の一部区間（下図①）を、除雪業務の時間確保のため試験的に冬季間通行止めにしていましたが、今年度は従来通り除雪を行います。



03

ぴっぷスキー場 お得なシーズン券のお知らせ

今年もお得な「町民価格」のシーズン券を販売します。ご来場をお待ちしています。

問 商工観光課 商工観光振興室 観光係

ぴっぷスキー場
ホームページ



■料金表 (有効期間 営業開始日～令和8年3月22日)

区分	町民価格	内容・条件
大人	15,000円	
中学生	5,000円	身分証明書提示
小学生以下	5,000円	
ファミリーパック	18,000円	大人1人に対して中学生以下全員（同居に限る）が無料

■ご用意いただくもの

顔写真（縦4cm×横3cm）単身胸上から1枚
※ファミリーパックで購入する場合、作成する全員分の顔写真が必要です。



■販売日時・場所

① 11月10日(月)～28日(金) ※平日のみ

時間 午前8時30分～午後5時／場所 役場商工観光課

② 12月1日(月)以降

時間 午前9時～午後4時

場所 スキー場センターハウス「スキップ」総合案内所

特典①「令和8年4・5月遊湯ぴっぷ入浴無料」

遊湯ぴっぷフロントでシーズン券を提示すると、無料で入浴することができます（休館日を除く）。

特典②「北海道スキーシーズンネット」

北海道スキーシーズンネットに加盟している他のスキー場のリフト券が、特別料金で購入できます。

投票日は12月21日(日) 比布町長選挙執行

任期満了に伴う比布町長選挙を、12月21日(日)に執行します。

問 選挙管理委員会（総務企画課）

町ホームページ
「各選挙の情報」
(選挙管理委員会)



■選挙権

満18歳以上で引き続き3か月以上、比布町に住民登録している方で、具体的には次のとおりです。

- ・令和7年9月15日以前に転入し、住民登録をしている方
- ・平成19年12月22日以前に生まれた方

■期日前投票

期間 12月17日(水)～20日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 福祉会館1階 第2研修室



7月の参議院選挙と同様、期日前投票所は「福祉会館」ですので、ご注意ください。

■投票日の投票所

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 農村環境改善センター1階 多目的ホール



7月の参議院選挙と同様、従前の第1・第2・第3投票区を統合し、投票日の投票は全て「農村環境改善センター」で行います。

●投票の際の持ち物

「投票所入場券」を必ずご持参ください。お忘れの場合は、マイナンバーカードや運転免許証などによる本人確認をさせていただきます。

●不在者投票

長期出張などで比布町に居ない方や、指定された病院（施設）に入院（入所）されている方などは、不在者投票をすることができます。詳しくは町ホームページ、または、選挙管理委員会へお問い合わせください。

蘭留地区・東園地区の皆さんへ

蘭留地区（20～25区・蘭留町区）および東園地区（12～19区）にお住まいの方を対象に、「臨時期日前投票所」および「投票所への移動支援」を実施します。

■臨時期日前投票所

<蘭留地域センター>

- ・12月18日(木)午前10時～正午
- ・12月19日(金)午後2時～4時

<東園地域センター>

- ・12月18日(木)午後2時～4時
- ・12月19日(金)午前10時～正午

■投票所への移動支援（無料送迎）

対象者 蘭留地区・東園地区にお住まいで、ご自分で車の乗り降りができる方。

運行日 12月20日(土)・21日(日)

運行時間 ①午前8時～②午前11時～
③午後3時～

利用方法 利用希望日の前日の午後3時まで、選挙管理委員会（☎85-2111）へご予約ください。

※予約の際は、利用希望日・名前・住所・電話番号・利用人数をお聞きます。

※送迎は乗り合わせとなりますので、ご理解ください。

問 商工観光課
商工観光振興室 観光係



確認を!

良佳村エリア
町民割引券を
ご利用ください

昨年11月に発行しました「良佳村エリア町民割引券」の有効期限は、11月30日(日)までです。
有効期限を過ぎての利用はできませんので、期限内にご利用ください。

06

令和6年度決算報告

問 総務企画課
総務室 財務係

町では、皆さんから納めていただいた税金や、国や道からの交付金などを使い、さまざまな事業を行っています。これらの使い道を分かりやすくまとめたものが「決算」です。ここでは、皆さんの生活に最も関わりの深い「一般会計」を中心に、その概要を紹介します。

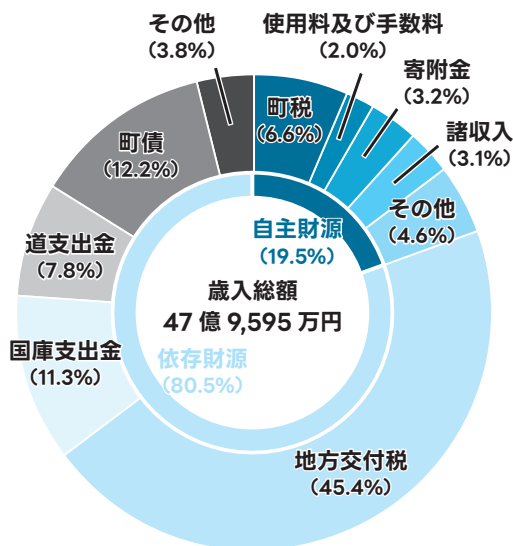
1. 一般会計【歳入】

一般会計は、町の基本的活動を遂行するために必要な経費やその収入を経理する会計です。

令和6年度の歳入総額は47億9,595万円で、前年度より3億3,369万円増加しました。

増加の主な要因は、地方交付税や寄附金の増加によるものです。

本町の歳入のうち、国や道に頼る依存財源は全体の約80%で、うち地方交付税は約45%でした。



● 依存財源 《国や道から交付される財源》 (単位：千円)

区 分	令和6年度	前年度比	説 明
地方譲与税	58,981	1,137	自動車重量税などが一定の算式により譲与
利子割交付金	160	41	預金利子にかかる税金が一定の算式により交付
配当割交付金	1,520	403	配当課税が一定の算式により交付
株式等譲渡所得割交付金	2,338	1,048	株式等譲渡所得課税が一定の算式により交付
法人事業税交付金	6,545	568	法人事業税の一部が一定の算式により交付
地方消費税交付金	92,559	2,812	消費税の一部が一定の算式により交付
環境性能割交付金	6,072	445	自動車税環境性能割が一定の算式により交付
地方特例交付金	16,013	13,288	住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分などが交付
地方交付税	2,175,064	102,115	一定の算式により計算された収支の不足分が交付
交通安全対策特別交付金	0	0	道路交通法による反則金が一定の算式により交付
国庫支出金	541,310	65,650	施設の整備などに対して支出される国からの補助金
道支出金	372,110	79,176	道が行うべき事務への委託金や道の政策による補助金
町債	584,924	94,266	公共事業を行う際に国などから借り入れる借金

● 自主財源 《町が自らの力で確保できる財源》 (単位：千円)

区 分	令和6年度	前年度比	説 明
町税	318,627	-7,973	町民税や固定資産税、軽自動車税などの町税
分担金及び負担金	4,811	-583	保育料などの徴収金
使用料及び手数料	94,469	113	町営住宅などの使用料、住民票発行などの手数料
財産収入	15,403	8,067	町が所有する建物の貸付収入や預金利子など
寄附金	153,255	96,878	町民やふるさと納税などにより町に寄附されたもの
繰入金	100,939	-108,850	町の基金（貯金）を取り崩したもののなど
繰越金	100,941	-29,765	前年度会計の歳入から歳出を差し引いたもの
諸収入	149,909	14,854	コピー代金や貸付金収入など

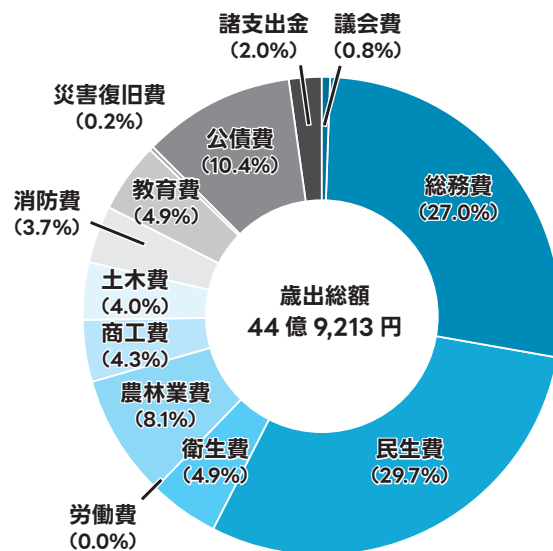
2. 一般会計【歳出】

令和6年度の歳出総額は**44億9,213万円**で、前年度より2億8,381万円増加しました。目的別に見ると（下表①）、民生費が約30%で最も多く、次いで総務費が約27%となっています。支出の性質別では（下表②）、補助費等が約33%で最も多く、次いで物件費が約20%となっています。

①目的別歳出の状況

（単位：千円）

区 分	令和6年度	前年度比	説 明
議会費	34,783	883	議員報酬や議会だよりなど議会運営に関する経費
総務費	1,211,229	80,069	職員給与や庁舎管理、住民票、広報紙などの経費
民生費	1,334,807	564,094	老人・児童福祉や国民年金など福祉に関する経費
衛生費	218,778	-51,135	総合健康診査やごみ、し尿処理などに関する経費
労働費	55	-1	労働相談事業などの労働対策に関する経費
農林業費	364,059	18,510	農林業の振興や遊湯びつぷなどに関する経費
商工費	195,194	-3,348	商工業の振興やグリーンパークびつぷなどに関する経費
土木費	181,524	-73,733	町道や公営住宅、除排雪などに関する経費
消防費	166,659	-10,388	消防活動に必要な経費を大雪消防組合に支出
教育費	220,721	-300,943	町立学校や体育館、図書館などに関する経費
災害復旧費	6,148	6,148	台風などによる被害復旧に関する経費
公債費	468,183	-36,334	公共施設建設の際などに借入れた借金の返済金
諸支出金	89,989	89,989	企業会計への負担金及び補助金【令和6年度新設】



②性質別歳出の状況

（単位：千円・%）

区 分		令和6年度		前年度比	
		決算額	構成比	増減	増減率
消費的経費	人件費	756,002	16.83	17,173	2.32
	物件費	899,081	20.01	119,655	15.35
	維持補修費	2,663	0.06	505	23.40
	扶助費	276,736	6.16	19,722	7.67
	補助費等	1,461,737	32.54	506,896	53.09
	計	3,396,219	75.60	663,951	24.30
投資的経費	普通建設事業費	248,648	5.54	-285,404	-53.44
	その他	6,148	0.14	6,148	皆増
	計	254,796	5.68	-279,256	-52.29
その他	公債費	477,247	10.62	-31,259	-6.15
	繰出金	214,135	4.77	-110,851	-34.11
	その他	149,732	3.33	41,226	37.99
	計	841,114	18.72	-100,884	-10.71

3. 特別会計

特定の事業や収入に基づいて事業を行う場合は、その経理を一般会計とは別に「特別会計」として区別します。町では現在、条例や法律に基づき4つの特別会計を設けており、それぞれの決算は下図のとおりです。

特別会計

（単位：千円）

区 分	歳 入	歳 出	差 引
国民健康保険	440,852	433,310	7,542
後期高齢者医療	79,005	79,004	1
介護保険	663,838	647,765	16,073
観光事業	189,477	161,737	27,740

4. 企業会計

町では、収益をもとに運営する事業として、2つの事業で会計を設けています。なお、日常の運営を示す収益的収支と、施設整備など将来への投資を示す資本的収支に分けて決算をまとめています。

企業会計

（単位：千円）

区 分		収 入	支 出	差 引
簡易水道事業	収益の収支	157,205	188,374	-31,169
	資本の収支	55,646	100,014	-44,368
公共下水道事業	収益の収支	68,889	76,064	-7,175
	資本の収支	5,082	16,520	-11,438

6. 町債（町の借金）

町では、大規模な施設整備などを行う際、国や道の補助を受けても、その残りをその年の自主財源ですべて支払うことは不可能です。

そのため、将来にわたって利用する施設の費用を世代で分担するという考え方のもと、必要な財源を「町債（地方債）」として借り入れています。

町債を活用して施設整備を進めることも大切ですが、借入に過度に依存しない健全な財政運営を心がけることが重要です。

■町債残高（令和6年度末）

区 分	町債残高
一般会計	44 億 3,591 万円
観光事業特別会計	1 億 7,840 万円
簡易水道事業会計	3 億 7,302 万円
公共下水道事業会計	5,677 万円
合 計	50 億 4,410 万円

町民 1 人当たりが負担したお金

= **94,102 円**

町税総額 3 億 1,863 万円 ÷ 人口 3,386 人※

町民 1 人当たりに使われたお金

= **1,326,677 円**

支出総額 44 億 9,213 万円 ÷ 人口 3,386 人※

※令和 7 年 3 月末現在の住民基本台帳等登録者数

5. 基金（町の貯金）

条例の定めにより、特定の目的のために資金を積み立てておく、「町の貯金」ともいえる資金です。計画的に積み立てと取り崩しを行い、健全な財政運営に役立てています。

■基金額（令和6年度末）

（単位：千円）

区 分	現在高	前年度比
財政調整基金	870,737	92,638
国民健康保険事業基金	44,837	-11,000
観光事業基金	49,224	37
ふるさと創生基金	93,689	12
減債基金	80,123	62
社会福祉基金	11,226	1
公共施設整備基金	105,799	-8,885
地域福祉基金	90,115	-6,436
中山間ふるさと・水と土保全基金	10,000	0
まちづくり研修事業基金	21,104	-300
介護保険事業準備基金	78,517	2,201
まちづくり応援基金	113,954	51,898
過疎地域自立促進基金	116	0
こころの豊かさ基金	33,332	2,971
庁舎等整備基金	193,481	-7,498
ぴっぴいちご再振興基金	6,651	-628
森林環境譲与税基金	12,339	3,723
まち・ひと・しごと創生基金	4,836	-762
合 計	1,820,080	118,034

07 証明書の取得は コンビニ交付サービスが便利です

問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

コンビニエンスストアなどに設置のマルチコピー機（キオスク端末）で各種証明書が取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください。

●利用時間

各店舗の営業時間内で、午前 6 時 30 分から午後 11 時の間

※年末年始およびシステムメンテナンス日は利用できません（詳しくは町ホームページにて）。

●取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得課税証明書



●発行の手順

- ①「行政サービス」「証明書の交付」「証明書交付サービス」の順に選択
- ②マイナンバーカードを読み取り
- ③「お住まいの市区町村の証明書」を選択
- ④暗証番号（4 桁）を入力
- ⑤マイナンバーカードを取り外す
- ⑥証明書の種別・記載項目・必要部数を選択
- ⑦料金支払い（硬貨のみの場合あり）
- ⑧証明書と領収書の発行

サービス一時停止のお知らせ

システムメンテナンス作業のため、**11 月 24 日(月)午後 11 時～12 月 9 日(火)午前 6 時 30 分**はコンビニ交付サービスがご利用いただけません。ご不便をお掛けしますが、平日の役場窓口等を利用して事前に取得するなど、ご協力をお願いします。

町ホームページ
「証明書コンビニ交付
サービス」
(税務住民課)



財政健全化法とは

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布され、地方自治体の「早期健全化」「財政の再生」「公営企業の経営の健全化」を目的として定められました。

この法律では、国の基準に基づいて財政の健全性を判断する4つの指標（以下「4指標」といいます。）と、公営企業の経営状況を示す指標を、毎年公表することが義務づけられています。

〔※1〕早期健全化団体

国が定める早期健全化基準を超えた場合、「財政健全化計画」を定め、この計画に沿って自主的に財政の健全化を進めます。

以前の方法では、単年度の数値しか分からず、将来的な財政の健全性を判断することは難しいものでした。しかし、この4指標により、将来を含めた町の財政状況や、公営企業会計の経営状況を把握できるようになりました。

4指標のうち、いずれかが国が定める基準を超えた場合には、「早期健全化団体（※1）」または「財政再生団体（※2）」となり、それぞれ計画を策定して財政の立て直しを進めることになります。

〔※2〕財政再生団体

国が定める財政再生基準を超えた場合、「財政再生計画」を定め、国などの関与のもとで財政の再生を図ります。

比布町の健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

（単位：％）

4指標	比布町の比率	国の基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	6.9	25.0	35.0
④将来負担比率	9.0	350.0	

①実質赤字比率

一般会計を対象に、歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模（※3）に対して算出した比率。

②連結実質赤字比率

特別会計を含む全ての会計を対象に、実質赤字の標準財政規模（※3）に対する比率。

→比布町は①②とも黒字のため、赤字比率は発生していません。

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金等の標準財政規模（※3）に対する比率。

→比布町は6.9%で、国の基準を下回っています。

④将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（※3）に対する比率。

→比布町は9.0%で、国の基準を下回っています。

○資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率。

→比布町では全ての事業で資金不足額がないため、資金不足比率は発生していません。

〔※3〕標準財政規模

町の標準的な一般財源の収入額のこと。

比布町の公営企業の経営状況（令和6年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業会計	-
公共下水道事業会計	-
観光事業特別会計	-

令和6年度決算に基づく比布町の4指標および公営企業の経営状況は、いずれも国の基準を下回り、健全な財政状況を維持しています。ただし、今後の国からの交付税の動向などによっては、指標が悪化する恐れもあるため、引き続き慎重な財政運営を行っていきます。

09

町職員の給与等を公表します

問 総務企画課
総務室 総務係

「比布町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び条例施行規則」に基づき、職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況を公表します。町ホームページ、または、総務企画課窓口でもご覧いただけます。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

①職員の採用および退職の状況（令和6年度）

区 分	採用者数	退職者数						
		定年退職	早期勸奨	普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職
一般行政職	3人			4人				
技能・労務職								
合 計	3人			4人				

②一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・保健師・栄養士	10人	13.9%
2級	主事・技師・保健師・栄養士	8人	11.1%
3級	係長・主査・主任	16人	22.2%
4級	室長・課長補佐・主幹・副主幹・係長・主査	24人	33.4%
5級	課長・参事・室長・課長補佐・主幹	8人	11.1%
6級	会計管理者・課長・参事	6人	8.3%

●標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務です。
●職員数は、比布町の給与条例に基づく給料表の級区分によるものです。

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	【参考】令和5年度
3,386人	4,492,130千円	273,024千円	704,514千円	15.7%	16.1%

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和6年度	77人	260,513千円	52,741千円	113,717千円	426,971千円	5,545千円
令和7年度	73人	265,195千円	58,529千円	118,065千円	441,789千円	6,052千円

●給与費は当初予算に計上された額です。●職員手当には退職手当を含みません。

③期末手当・勤勉手当

区 分	比布町および国
令和6年度支給割合	期末手当2.50月分・勤勉手当2.10月分
加算・減額措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置

④時間外勤務手当（決算額）

区 分	支給実績	平均支給年額 (職員一人当たり)
令和5年度	11,777千円	231千円
令和6年度	13,663千円	253千円

⑤その他の手当（令和7年4月1日現在、令和6年度普通会計決算額）

手 当	内容および支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績	平均支給年額 (職員一人当たり)
扶養手当	●配偶者：3,000円 ●父母等：6,500円 ●扶養親族たる子：11,500円 ●特定期間加算：5,000円	国と同じ	6,465千円	231千円
住居手当	●自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（限度27,000円） ●自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員（月額7,000円）	国は自己の所有に係る住宅に居住している世帯主の職員への手当支給なし	10,476千円	178千円
通勤手当	●交通機関利用者：運賃等相当額支給 ●自動車等利用者：片道2km以上	国と同じ	537千円	54千円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給（8～10%）	国は職務の級別に定額を支給	8,474千円	404千円
寒冷地手当	世帯区分に応じ支給	国と同じ	6,882千円	89千円

3. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期末手当支給割合
給 料	町 長	700,000 円	4.60 月分
	副町長	580,000 円	
	教育長	540,000 円	

区 分		給料月額等	期末手当支給割合
報 酬	議 長	275,000 円	4.60 月分
	副議長	214,000 円	
	各委員長	203,000 円	
	議 員	193,000 円	

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件

①職員の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時	土・日

②年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
2,923.8 日	850 日 3 時間	76 人	11.2 日

（令和6年1月1日～12月31日）

③休暇等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容
年次有給休暇	1 暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、必要最小限の時間（私傷病は90日以内、結核性疾患は180日以内）
特別休暇（主なもの）	●忌引休暇：親族に応じた日数（例：配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日または7日（代襲相続）） ●結婚休暇：5日 ●リフレッシュ休暇：3日 ●出産休暇：分娩の予定日前8週間（多胎の場合は14週間）、分娩の日後8週間 ●配偶者出産休暇：3日 ●妊娠障害休暇：妊娠中14日
介護休暇（無給）	配偶者・父母・子・配偶者の父母等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月以内で必要な期間。
育児休業（無給）	3歳に達するまでの子を養育するために、希望する期間休業することができる。
育児短時間勤務（無給）	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、いくつかある勤務形態から選択し、週40時間より短い勤務時間で勤務することができる。
部分休業（無給）	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、職員の託児の態様・勤務の状況などから必要とされる時間について、30分を単位として1日を通じて2時間を超えない範囲内で部分休業することができる。

5. 職員の分限および懲戒処分状況（令和6年度）

①分限処分者数 なし ②懲戒処分者数 2人

6. 職員の服従の状況（令和6年度）

区 分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	49 人
営利企業等の従事許可の人数	2 人

職務専念義務免除の人数には、職員の健康診査を含みます。

7. 職員の研修および勤務成績の評価の状況

①職員研修の状況（令和6年度）

北海道市町村職員研修センター等 24人参加

②勤務評価制度の概要

地方公務員法に基づき、職員の執務について人事評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講じています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況（令和6年度）

①健康診断の状況

区 分	対象者数	受診者数
人間ドック	52 人	50 人
定期健康診断	26 人	26 人

③職員親交会の状況

職員親交会は会員相互の福利、親睦を図るとともに教養を高め、体育・文化および事務能率の向上に努めることを目的に各種事業を実施しており、会員（職員。一部事務組合職員なども含む）の会費および町の交付金などで運営されています。

●会員数 106 人 ●総事業費 1,419 千円 ●町の交付金 170 千円（令和6年度）
●主な事業 文化・体育部活動助成、慶弔見舞金の給付、施設利用助成

②公務災害の認定件数の状況 1件

9. 公平委員会に係る業務の状況（令和6年度）

①勤務条件に関する措置の要求の状況 0件 ②不利益処分に関する不服申立の状況 0件